

施策目標個票

(国土交通省24-②)

施策目標	都市再生・地域再生を推進する					
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。					
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」				
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策を実施するとともに、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施した。目標達成に向け着実に進んでいる施策がある一方、経済社会情勢の変化等により、今後も目標達成に向け努力が必要である施策が存在している。そのため施策のさらなる改善を含め、引き続き、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るため、都市の再生、地域の再生に向けた施策を実施していく。				

		初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
業績指標	123 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	74.7%	81.9%	85.5%	86.7%	86.6%	A-2	82%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	124 都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	9,270ha	6,716ha	6,964ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha	B-2	14,700ha
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	125 文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①74件(21年度) ②115施設(23年度) ③217人(22年度)	①80件 ②113施設 ③212人	①74件 ②114施設 ③221人	①69件 ②113施設 ③217人	①46件 ②115施設 ③221人	①集計中 ②118施設 ③232人	①B-2 ②B-2 ③A-2	①80件(27年度) ②140施設(28年度) ③240人(27年度)
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	126 半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	-	-	-	0.94	1.01	集計中	A-2	全国の増加率比1.00以上
	年度ごとの目標値	-	-	-	1.00以上	1.00以上	1.00以上	-	-
	127 高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合	59%	62%	65%	67%	68%	68%	B-3-②	100%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	128 特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数	3件	-	-	-	3件	7件	A-2	11件
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
129 民間都市開発の誘発係数(民都機構が関わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したものの)	11.6倍	6.1倍	6.8倍	22.8倍	11.6倍	3.8倍	B-2	12.0倍	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	
130 駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	45(4.5万台)	45(4.5万台)	39(3.9万台)	47(4.7万台)	45(4.5万台)	集計中	B-2	100(約10万台)	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	
131 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	36.9%	36.9%	37.7%	38.5%	39.3%	40.0%	A-2	41.0%	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	

132 中心市街地人口比率の増加率	初期値	実績値					評価	目標値
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		26年度
	前年度比 0.16%減	0.04%減	0.16%減	0.35%減	0.04%増	集計中	B-1	前年度比 1.0%増
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	/
	初期値	実績値					評価	目標値
23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度		
	79%(63地区)	60%(48地区)	66%(53地区)	73%(58地区)	79%(63地区)	83%(66地区)	A-2	100%(80地区)
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
134 主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率	初期値	実績値					評価	目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		毎年度
	-	前年度比 +0%	前年度比 +0%	前年度比 +0%	前年度比 +0%	集計中	A-2	前年度比 +0%以上
	年度ごとの目標値	/	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	/
135 在宅型テレワーカー(ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人)人口	初期値	実績値					評価	目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
	46% (約320万人)	47% (約330万人)	49% (約340万人)	46% (約320万人)	70% (約490万人)	133% (約930万人)	A-2	100% (約700万人)
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	28,245	32,879	34,391	33,708	/
		補正予算(b)	39	7,676	45,000	-	/
		前年度繰越等(c)	51,479	1,107	5,040	-	/
		合計(a+b+c)	79,763	41,661	84,431	33,708	/
	執行額(百万円)	72,274	30,995	/	/	/	
	翌年度繰越額(百万円)	1,107	5,040	/	/	/	
	不用額(百万円)	6,383	5,625	/	/	/	

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円、25年度:19,594億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成25年6月14日)
-----------------	------------------------

担当部局名	担当部局:都市局 関係局:国土政策局 住宅局 港湾局	作成責任者名	担当課: 都市局都市政策課 (課長 黒川 剛) 関係課: 国土政策局地方振興課 (課長 木下 一也) 住宅局市街地建築課 (課長 杉藤 崇) 市街地建築課市街地住宅整備室 (室長 真鍋 純) 港湾局計画課官民連携推進室 (室長 西尾 保之)	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------------------------------------	--------	---	----------	---------

業績指標 1 2 3

全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合

評 価

A—2	目標値： 82%（毎年度） 実績値：86.6%（平成24年度） 初期値：86.7%（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値
 （大都市圏から地方圏への転入者数） / （地方圏から大都市圏への転出者数）

※大都市圏・・・三大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）

地方圏・・・三大都市圏以外の地域

（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県）

（関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）

（目標設定の考え方・根拠）

ここ5年間（平成18年度～平成23年度）の実績は8.8ポイント増加となっているが、それまでの4年間は減少傾向であり、短期変動の可能性があるので、ここ10年間（平成13年度～平成23年度）の平均値である81.9%を近年の平均的な傾向ととらえることとする。その上で、UJIターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、平成28年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。

（外部要因）

- ・景気の動向（都市部と地方部との景気格差拡大）
- ・総人口の減少

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

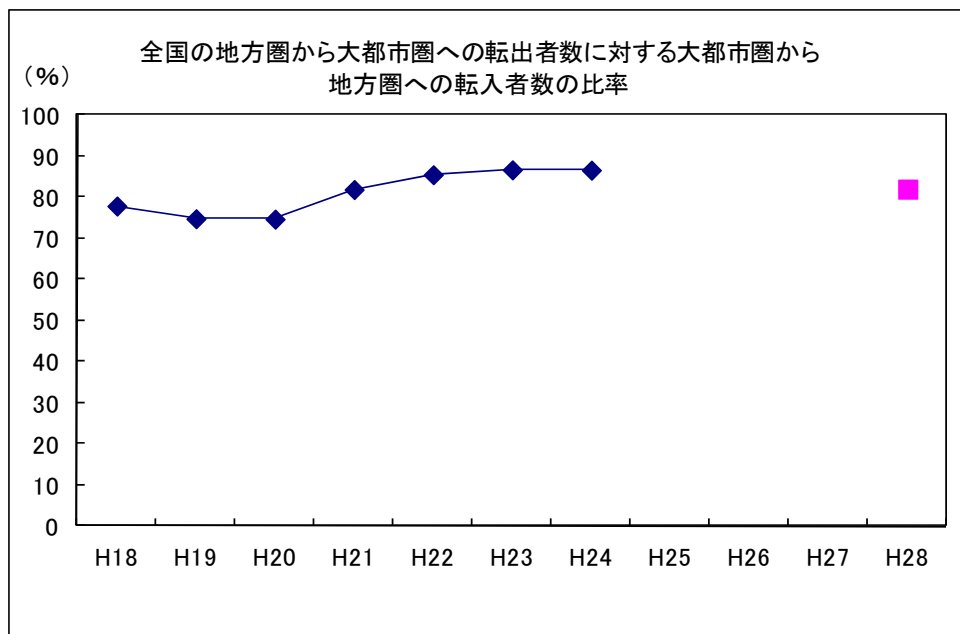
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
77.9%	74.8%	74.7%	81.9%	85.5%	86.7%	86.6%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

大都市と地方、都市と農村漁村の交流・連携を促す集落活性化推進のための補助を行うとともに、地域活性化を推進するために地域づくりの情報発信等の支援を行う。

予算額 340 百万円（平成 24 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 24 年度の実績値は、前年度比で 0.1 ポイント減少して 86.6% となっているものの、目標を達成している。

（事務事業の実施状況）

- ・人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を目的として、市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎等の既存公共施設（ストック）を活用した、公益サービスの集約化施設、地域産業施設又は地域間交流施設等への改修整備を支援した。
- ・市町村が行う地方体験交流支援事業の実施の情報について、国土交通省HPへ掲載するとともに、大学等に対して情報提供した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 24 年度の実績値は、前年度比で 0.1 ポイント減となっている。
- ・これは、大都市圏から地方圏への転入者数、地方圏から大都市圏への転出者数ともに微減となっていることから、実績値でも前年度比でほぼ横ばいとなっているためである。
- ・実績値は目標値を超えており、今後ともこの傾向を持続し、地域活性化及び地域振興を図るため、平成 25 年度も引き続き施策を実施していくことが必要であることから、A-2 と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 25 年度）

なし

（平成 26 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課（課長 木下 一也）

業績指標 124

都市再生誘発量（基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計）

評 価

B-2	目標値：14,700 ha（平成28年度） 実績値：9,497 ha（平成24年度） 初期値：9,270 ha（平成23年度）
-----	---

（指標の定義）

我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計を計上。

（目標設定の考え方・根拠）

民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

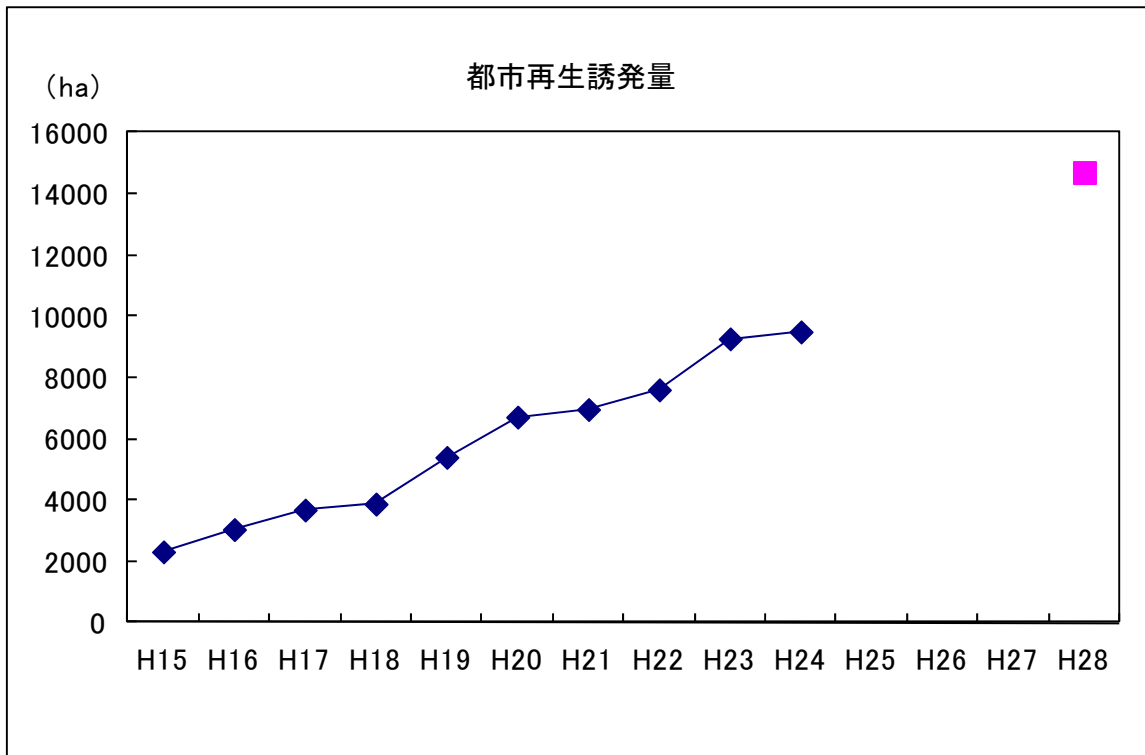
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値									(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
2,316 ha	3,045 ha	3,682 ha	3,878 ha	5,401 ha	6,716 ha	6,964 ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 都市再生総合整備事業の推進
大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生を促すトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進する。
予算額：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数。（平成24年度）
- 都市再生区画整理事業の推進
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。
予算額：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数。この他、都市再生機構向けに都市再生区画整理事業1.08億円がある。（平成24年度）
- 都市再生機構によるコーディネート業務等（都市再生コーディネーター等推進事業）
都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネーター業務等を実施する。
予算額：11.74億円（平成24年度）
- 税制上の特例措置
 - ①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置
 - ②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ・仮換地指定後3年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の実績値は9,497ha（単年度の増加量：約230ha）で、平成28年度目標値に対してのトレンド（平成24年度：約10,356ha）を下回っている。

（事務事業の実施状況）

都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業により、都市再生の喫緊の課題である大規模工場跡地の基盤整備や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、目標値に対してのトレンドを下回っている。これは、近年の地方財政状況の悪化等に起因しており、今後とも都市再生を推進すべく現在の施策を引き続き進めていくことで目標を達成すると見込まれることから、B-2と評価した。
- ・今後も民間事業者等の都市再生への誘導のため、基盤整備等を着実に進める必要がある。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 天河 宏文）
都市局市街地整備課（課長 廣瀬 隆正）
都市局都市政策課（課長 黒川 剛）
住宅局市街地建築課（課長 杉藤 崇）

業績指標 125

文化・学術・研究拠点の整備の推進（①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数）

評価

① B-2	① 目標値： 80件（平成27年度） 実績値： 46件（平成23年度） 初期値： 74件（平成21年度）
② B-2	② 目標値： 140施設（平成28年度） 実績値： 118施設（平成24年度） 初期値： 115施設（平成23年度）
③ A-2	③ 目標値： 240人（平成27年度） 実績値： 232人（平成24年度） 初期値： 217人（平成22年度）

(指標の定義)

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

つくば地区内の国際会議開催数。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市は文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。

- ・研究施設（研究施設、技術開発施設）
- ・大学（大学・短大）
- ・文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
- ・交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
- ・宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
- ・その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における外国人研究者数。

(目標設定の考え方・根拠)

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

筑波研究学園都市は科学技術中枢拠点都市（サイエンス型国際コンベンション都市）を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、従前よりその開催数を目標としてきたものである。

筑波研究学園都市における国際会議開催数は、H17：60件、H18：64件、H19：82件、H20：80件、H21：74件であり、5カ年平均の72件を上回る80件を目指すこととする。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。

関西学研都市における立地施設数の推移は、H19：8施設、H20：8施設、H21：3施設、H22：3施設、H23：4施設あり、年平均施設立地数は5件となっていることから、H23を初期値に5年後であるH28までに年5件ずつ増加するものとして140施設を目指すこととする。

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、その数の増加は新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。

関西学研都市の全研究者数の推移は、H19：6,350人、H20：6,513人、H21：6,565人、H22：6,589人であり、この間の年平均増加率は1%となっている。一方、外国人研究者については、H19：246人、H20：212人、H21：221人、H22：217人であり、この間の年平均増加率は▲4%である。今後、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長を目指すため、少なくとも外国人研究者についても全研究者数と同様に増加してゆく必要があることから、H22実績を初期値に5年後であるH27までに年1%ずつ増加するものとした推計値（227人）を上回る240人を目指すこととする。

(外部要因)

②「関西文化学術研究都市における立地施設数」：景気の動向

③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」：景気の動向

(他の関係主体)

①研究学園地区内の研究・教育施設32機関（国立大学法人筑波大学、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等）

②③該当なし

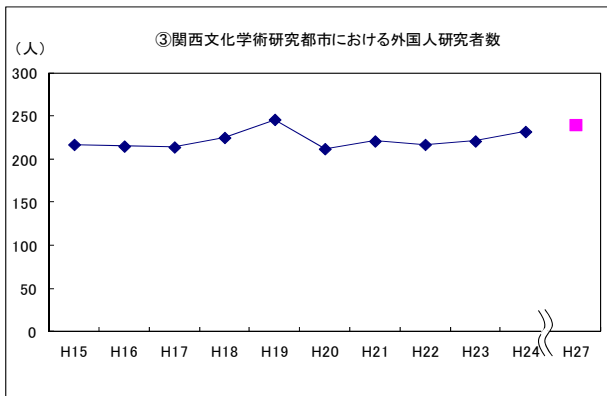
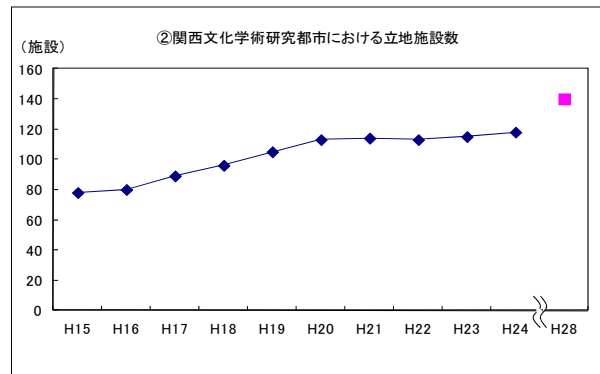
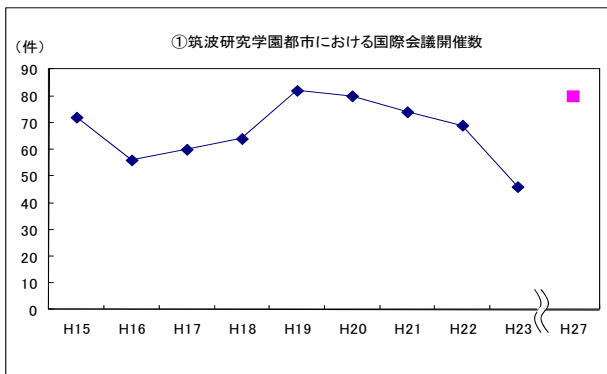
(重要政策)**【施政方針】**

①②③なし

【閣議決定】

①②③なし
【閣決（重点）】
 ①②③なし
【その他】
 ①②③なし

過去の実績値（①筑波研究学園都市における国際会議開催数）										(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	集計中
72件	56件	60件	64件	82件	80件	74件	69件	46件		
過去の実績値（②関西文化学術研究都市における立地施設数）										(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
78施設	80施設	89施設	96施設	105施設	113施設	114施設	113施設	115施設	118施設	
過去の実績値（③関西文化学術研究都市における外国人研究者数）										(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
217人	215人	214人	225人	246人	212人	221人	217人	221人	232人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
 - ・筑波研究学園都市が国家的戦略である「科学技術創造立国」を実現し、今後の我が国の国際競争力を維持する上で必要な最先端の科学技術の研究開発拠点として機能するためにも、研究学園地区建設計画で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数
 - ・税制：関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の建設促進を図るための文化学術研究施設の整備に係る課税の特例措置
 - 法人税：特別償却 機械・装置：12%、建物・附属設備：6%

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
 - 平成24年度については現在集計中であるが、平成23年度の実績値は46件であった。これは22年度と比

較して減少している。これは東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、予定されていた国際会議の取り消し、延期に伴うものである。

② 関西文化学術研究都市における立地施設数

平成24年度の実績値は118施設で、23年度と比較して増加しているものの、目標値には届いていない。

③ 関西文化学術研究都市における外国人研究者数

平成24年度については232人で、平成23年度と比較して増加しており、目標達成に向けた成果を示している。

(事務事業の実施状況)

① 筑波研究学園都市における国際会議開催数

筑波研究学園都市については、「研究学園地区建設計画」で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施している。

② 関西文化学術研究都市における立地施設数、③ 関西文化学術研究都市における外国人研究者数

関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設への税制特例措置

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 筑波研究学園都市における国際会議開催数

平成24年度については現在集計中であるために目標値を達成したか判断できない。平成23年度については、前年度に比べて減少しているが、これは東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、予定されていた国際会議の取り消し、延期に伴うものである。ここ数年は目標値に近い数値で推移しているため、これまでの施策が有効に機能していると考えられることからB-2と評価した。引き続き、筑波研究学園都市を「サイエンス型国際コンベンション都市」としての機能を備えた都市としていくため、情報収集等に努める。

② 関西文化学術研究都市における立地施設数

平成24年度の実績値は118施設で、23年度と比較して増加したものの、世界金融危機以降の景気悪化に加え、円高の進行等による企業の国内設備投資計画の凍結・見直しや投資意欲の減退等により、学研地区における新規立地についても大幅な増加は望めない中、目標は達成できなかった。しかしながら、関西文化学術研究都市が次世代エネルギー実証実験の実施地域に選定されるなど、同都市において環境分野での最先端の取り組みが進められているとともに、平成25年度末までには京都大学大学院農学研究科附属農場の同都市への移転が予定されており、関連施設等の新規立地が期待されている。よって、経済情勢の悪化等の外部要因により一時的に立地施設数は伸び悩んでいるものの、地域における様々な取り組みに加えて、これまでの施策を継続させることで、今後着実に立地施設数は増加してゆくものと考えられることから、B-2と評価した。

③ 関西文化学術研究都市における外国人研究者数

平成24年度の実績値は平成23年度と比較して増加している。

国、地方公共団体、経済団体等で構成されるサード・ステージ会議において、国際交流の促進のための検討が進み諸外国のサイエンスパークとの交流が推進されるとともに、平成25年度末までには京都大学大学院農学研究科附属農場の同都市への移転が予定されているなど、今後も着実な外国人研究者の増加が見込まれ、目標達成に向けた成果を示していることから、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

②③ 関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設の立地促進等に資する調査を実施。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局 都市政策課 (課長 黒川 剛)

業績指標 126

半島地域の観光入込客数（増加率）と全国の観光入込客数（増加率）の比

評価

A-2	目標値：全国の増加率比1.00以上（毎年度） 実績値：1.01（平成23年度） 初期値：－
-----	---

（指標の定義）

半島地域の道府県が集計した観光入込客数の合計値とし、その合計値の増加率が、全国の観光入込客数の増加率以上となることを目指す。（平成22年度を基準とする）。

（注）観光入込客数：観光地及び行祭事・イベントに地域外から訪れた人の数

（目標設定の考え方・根拠）

半島地域においては、人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活発化させることにより地域の自立的発展を目指し、半島振興法に基づく半島循環道路等の交通施設整備、観光業等の振興のための税制措置、地域資源の活用や地域間連携等の取組の支援施策を実施している。

このため、地域間交流の活発化（交流人口の拡大）の程度を示す指標として、観光入込客数の増大（少なくとも全国水準以上の伸び）を目標とする。

なお、地域間交流の促進は半島振興法上の半島振興計画記載事項に掲げられている。

（外部要因）

気象変動、災害、景気変動、観光ニーズの変化、集計方法の変更

（他の関係主体）

半島振興対策実施地域指定を受けた22道府県

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

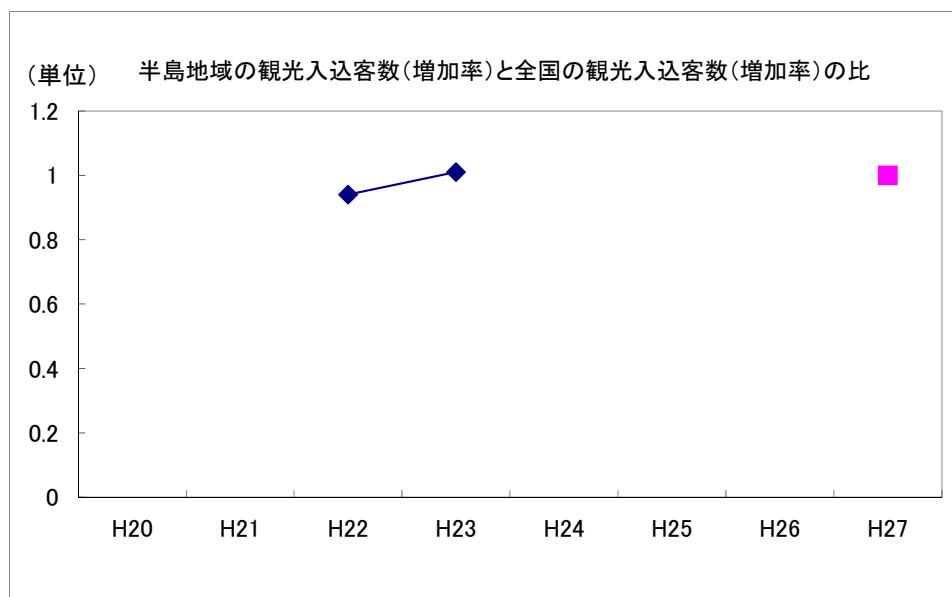
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)	
H19	H20	H21	H22	H23	H24	
－	－	－	0.94	1.01	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

【予算事業】

○半島地域振興対策事業経費等

担い手育成に向けた農林水産資源等の地域資源を活用した内発的な地域づくりや半島間連携に向けた取組に係る実証調査を行い、有効な支援方策を検討する。検討を通じて得られた知見を集約し地域への普及を図ることにより、半島地域の自立的な発展を推進する。

予算額：46,855千円（平成24年度）

【税制上の特例措置】

○半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却（所得税・法人税）

半島振興対策実施地域内において、個人又は法人が、製造の事業及び農林水産物等販売業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を、新設又は増設した場合に、その機械・装置につき10/100、建物・附属設備につき6/100の特別償却を認める。

これらの税制上の特例により、課税の繰延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができることから、半島地域内における企業等の立地等の設備投資を促進し、半島振興対策実施地域における産業の振興、地域間交流等に資するものである。

減収見込額 3.4億円（平成23年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度の半島地域の観光入込客数の比率は、対平成22年度比で95.6%、全国は対平成22年度比で94.5%であり、全国値と比較した半島地域の変動比は1.01となった（ただし、一部集計中等のため、半島地域、全国値ともに、当室において推計値を使用している）。

平成24年度の実績値については現在集計中（平成26年3月目途）である。

（事務事業の実施状況）

平成24年度は、半島地域振興対策事業経費等において、15地域において、半島地域の担い手育成、半島間の連携の活動のためのワークショップの開催や専門家によるアドバイス等支援を行ったほか、半島地域の社会経済情勢等に係る基礎調査を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成22年度と比較して、平成23年度の観光入込客数は減少しているものの、対全国比は増加していることから、現時点で「A」とし、現在の施策は維持することとして「2」と評価する。
- ・なお、今後、目標を継続的に達成するためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化や半島地方の多様な食や自然景観を活用した観光に注目が集まっていることを踏まえ、国内外からの観光人口の増大を含めた交流人口の拡大に資する取組に重点を置きつつ、引き続き支援する必要がある。
- ・平成24年度の実績値については集計中である。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度以降）

- ・税制上の特例措置の拡充

（平成26年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室（室長 金子 健）

業績指標 127

高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合

評価

B-3-②	目標値：100%（平成24年度） 実績値：68%（平成24年度） 初期値：59%（平成19年度）
-------	--

(指標の定義)

特別豪雪地帯に指定されている市町村（201市町村）のうち、高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合。（高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された特別豪雪地帯に指定されている市町村数/特別豪雪地帯に指定されている市町村数）

高齢者が無理することなく除雪できる体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等（以下、「要支援世帯」という）に対し、状況（居住環境、家族構成、健康状況等）に応じて、平時はもとより、豪雪時であっても、その世帯の雪処理を支援することができる体制とする。

体制整備の要件は以下を全て満たす必要がある。

- (1) 要支援世帯の状況を把握する体制（要支援世帯における雪処理状況を把握しており、要支援世帯が相談できる）
- (2) 平時からの支援策を講じる体制（平時より要支援世帯に対して支援を実施している）
- (3) 豪雪時を想定した支援策を講じる体制（豪雪時を想定した要支援世帯への各種支援策を整備している）

(目標設定の考え方・根拠)

高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。

このような雪処理に係る事故を防止するために、平成20年4月に中央防災会議がとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」に基づき、流雪溝等の施設整備と併せて、特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の全市町村において、できるだけ早期に体制を整備する必要があるため、平成24年度を目途に特別豪雪地帯に指定されている全201市町村で高齢者が無理することなく除雪できる体制を整備することを目標とする。

(外部要因)

- ・市町村合併

(他の関係主体)

- ・関係省庁（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省等）
- ・地方公共団体
- ・自治会 等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

豪雪地帯対策基本計画（平成24年12月7日）

国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画

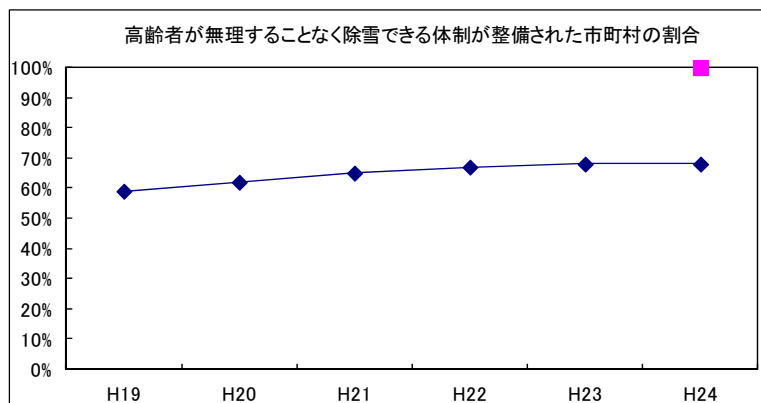
【閣決（重点）】

なし

【その他】

豪雪地帯対策特別措置法（平成24年3月31日改正）

過去の実績値						(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24	
59%	62%	65%	67%	68%	68%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・豪雪地帯に係る調査・検討

豪雪地帯の現状・課題を把握し、豪雪対策に関する行政ニーズの変化に対応するため、安全安心な雪国の冬期生活の視点等から豪雪対策に関する調査・検討を行う。

予算額：28百万円(平成24年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

実績値は、平成19年度から平成23年度まで毎年増加していたが、平成24年度は前年度同様68%となっている。

(事務事業の実施状況)

- ・雪害による被災者の事故原因分析、及び自治体に係る降積雪状況・防除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。
- ・豪雪地帯の雪害対策について、「大雪に対する防災力の向上方策検討会」を行い、除雪作業中の事故防止対策、地域コミュニティの共助による雪処理等を内容とする「大雪に対する防災力の向上方策検討会報告書－豪雪地帯の防災力向上に向けて－」及び「地域除雪等の取組事例集」を取りまとめ、関係自治体へ配布・HPに掲載し啓発。
- ・地域の除雪問題を解決するため、共助による地域除雪の普及・定着を図る「地域除雪活動実践ガイドブック」を作成し、HPでの公開、地方自治体等に配布・周知を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値は、平成19年度に初期値を設定してから対前年度以上の水準で推移してきたものの、平成24年度までに目標を達成することはできなかったことから評価は「B」とした。
- ・目標を達成できなかった主な要因として、平成22～24年度の大雪により、自治体はその対応に追われ、要件(1)「要支援世帯の状況を把握する体制」が確保できなかったことが挙げられる。
- ・過疎高齢化により、今後、更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。この状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)」に係る規定が追加された。
- ・そのため、平成25年度より、新たな政策として、地域コミュニティ、NPO等の多様な主体による先導的で実効性のある、共助による地域除雪に係る地域の取組を行うことで、共助等による除雪体制整備を推進することとし、新たな指標である「共助等による除雪体制が整備された市町村の割合」により事業を評価することとしたため、今年度は「B-3-②」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・業績指標の目標年度及び目標値の変更。

(平成26年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土政策局地方振興課(課長 木下 一也)

業績指標 128

特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数

評価

A-2

目標値：11件（平成28年度）
 実績値：7件（平成24年度）
 初期値：3件（平成23年度）

（指標の定義）

都市再生特別措置法19条の2に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数

（目標設定の考え方・根拠）

平成23年4月に都市再生特別措置法を改正し、都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設し、平成24年1月には、特定都市再生緊急整備地域として全国11箇所が指定された。この特定都市再生緊急整備地域において官民連携により整備計画を策定し、これに基づいて国際競争力の強化に資する都市開発プロジェクト推進及びインフラ整備等を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で重要であるため、平成28年度までに現在指定されている11箇所の特定都市再生緊急整備地域の全てで整備計画が策定されることを目標として設定する

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

内閣官房、地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）第3章に記載あり

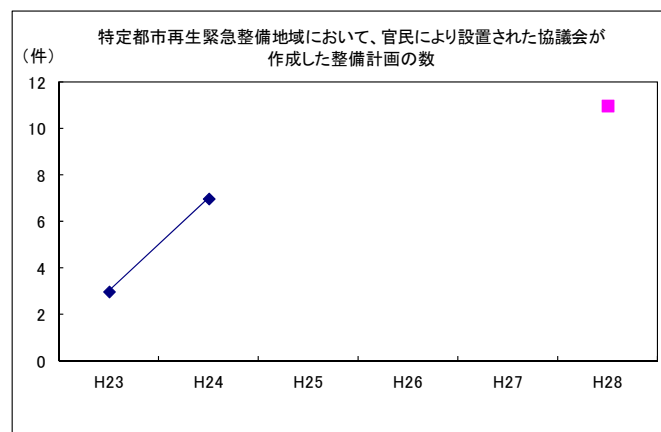
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	3件	7件

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

内閣官房、地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等と協力しながら、地域整備方針に基づき、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画の作成を行う。

関連する事務事業の概要

国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を

推進する。(平成24年度：69億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度には、札幌駅・大通駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域で整備計画を作成し、目標達成に向け順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

整備計画が作成されていない地域においても、協議会を開催し整備計画を検討するよう、関係者と調整を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け順調に推移していると見込まれることから、現在の施策を着実に推進することとし、A-2と評価した。今後も着実に官民連携を推進し、都市の国際競争力の強化を図っていく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室(室長 佐藤 哲也)

関係課：都市局 市街地整備課(課長 廣瀬 隆正)

業績指標 129

民間都市開発の誘発係数（民都機構が係わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの）

評価

B-2	目標値：12.0倍（平成24～28年度の平均） 実績値：3.8倍（平成24年度） 初期値：11.6倍（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

（財）民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が係わることにより、優良な都市開発が誘発された倍率。

分母を民都機構が係わった案件の民都機構支援額（政府保証額含む。1,735百万円（平成24年度））とし、分子を当該案件の総事業費（6,578百万円（平成24年度））とする。

（目標設定の考え方・根拠）

初期値は11.6倍（平成23年度）であり、民間都市開発をめぐる厳しい金融環境の中、今後もこの水準を維持することを目標とする。

（外部要因）

民間事業者等の都市開発事業に対する取組状況、経済状況、金利環境

（他の関係主体）

民都機構

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

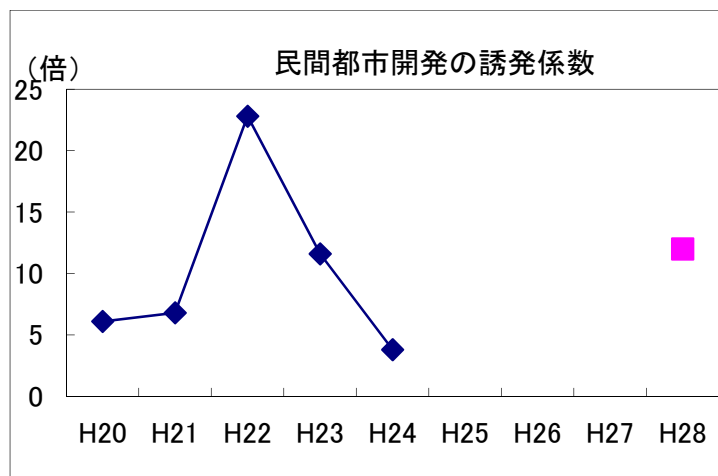
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
6.1倍	6.8倍	22.8倍	11.6倍	3.8倍	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○民都機構の行う各業務の推進

・メザニン支援業務

都市再生特別措置法に基づく認定を受けた都市開発事業のうち公共施設等の整備に要する費用について、貸付け又は社債取得によりミドルリスク資金を供給し、事業の着実な推進を図る。

政府保証枠：500億円（平成24年度）

・まち再生出資業務

都市再生特別措置法に基づく認定を受け、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業と一体的に公共施

設等の整備を行う都市開発事業について、出資により公共施設等の整備に要する費用を支援し、事業の着実な推進を図る。

予算額：110億円（平成24年度補正）

・共同型都市再構築業務

地域の生活に必要な都市機能（教育文化、医療、社会福祉、子育て支援、商業等）の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する、公共施設等の整備を行う都市開発事業について、共同施行方式で支援する。

予算額：40億円（平成24年度補正）

・住民参加型まちづくりファンド支援業務

地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりに誘導するため、「まちづくりファンド」に対して支援を行う。

予算額：2億円（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

民間都市開発に対する融資態度が全産業より厳しいこと等により、平成24年度において誘発係数は3.8倍となり、前年度に比べて減少した。なお、平成20年度から平成24年度までの平均では10.2倍となっている。

（※）平成22年度は、他の事業に比べて特に事業費の大きい事業1件について、民都機構支援額が少なかったことから、民間都市開発の誘発係数が大きくなったものである。

（事務事業の実施状況）

民都機構において、当機構の業務である各業務（融資等を行うメザニン支援業務、出資を行うまち再生出資業務、共同施行方式で支援する共同型都市再構築業務、補助を行う住民参加型まちづくりファンド支援業務）において、融資、出資等を行うことにより、民間資金の呼び水となることで、民間事業者が行う都市開発事業の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

民間都市開発に対する融資態度が全産業より厳しいこと等により、平成24年度において誘発係数は3.8倍となり、前年度に比べて減少した。

他方、事業規模等については個別の案件毎で額の幅が大きいため、直近の単年度の数値が低くても、複数年で見ると目標の達成は可能と考えられ、今後、外部要因である経済環境を含めた都市開発市場の動向等を踏まえながら、見直し等を行った民都機構の業務を活用していくことにより、引き続き民間都市開発の推進を図り、目標値の達成を目指し、取組を進めていく。したがって、B-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室（室長 佐藤 守孝）
港湾局 計画課 官民連携推進室（室長 西尾 保之）

業績指標 130

駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数

評価

B-2	目標値：100%（約10万台）（平成25年度） 実績値：45%（4.5万台）（平成23年度） 初期値：45%（4.5万台）（平成20年度）
-----	---

(指標の定義)

駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数とする。

(目標設定の考え方・根拠)

平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、四輪の自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するため、駐車場法に基づき整備される自動二輪車の路上駐車場及び路外駐車場（都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車場等）が、平成18年度末の乗用車の駐車場整備比率（※）5.1%に平成38年度（平成18年度の20年後）に到達するまで整備されることを目標とし、当面の目標として平成25年度までに約10万台の目標値を設定。

（※）乗用車の駐車場整備比率・・・乗用車の保有台数／整備済み駐車場台数

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

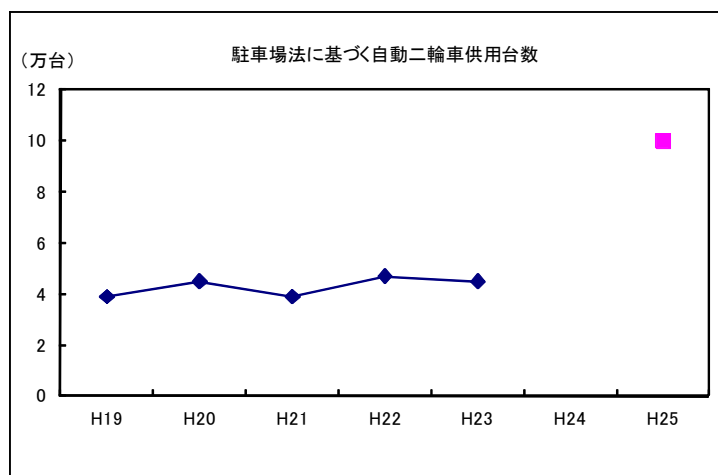
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H20	H21	H22	H23	H24
45%（4.5万台）	39%（3.9万台）	47%（4.7万台）	45%（4.5万台）	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 駐車場法に基づく駐車場整備の推進
各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより、駐車場法に基づく駐車場整備の推進を図る。
- 既存駐車場や自転車駐車場への自動二輪車への受け入れ
既存の駐車場への自動二輪車の受け入れを推進するため、自治体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等

を対象とした講習会等において周知徹底する。また、各地方公共団体へ既存の自転車駐車場への自動二輪車の受け入れ推進について通知（H22.4.20付け およびH23.5.12付け）。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成23年度については約4.5万台（前年度比0.2万台減少）となっているが、今後、自転車等駐車場での受入が進むものと見込まれる。

（事務事業の実施状況）

平成24年度においても、引き続き自動二輪車の受け入れを推進しており、自治体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等を対象とした講習会等において周知徹底を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成23年度については前年度比0.2万台減少となっており、目標達成に向けた成果は示していないが、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れなど、実績値の上昇が見込まれるためB-2と評価した。
- ・今年も引き続き、駐車場管理者である各地方公共団体や関係者に対し、自動二輪車の受け入れの周知に努める。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課（課長 清水 喜代志）

業績指標 131

都市機能更新率（市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合）

評 価	
A-2	目標値：41.0%（平成25年度） 実績値：40.0%（平成24年度） 初期値：36.9%（平成20年度）

（指標の定義）

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域）における宅地面積（分母）のうち4階建て以上の建築物の宅地面積及び同一施行地区内において4階建て以上の施設建築物と3階建て以下の施設建築物とが混在して建築される場合の3階建て以下の施設建築物の宅地面積（分子）の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物等への更新割合を測定する。

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。

（外部要因）

当該地区に対する任意の民間建築投資量の動向等

（他の関係主体）

地方公共団体（都市計画決定、事業主体、民間事業者への補助金交付等）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・日本再興戦略（平成25年6月14日）

一．日本産業再興プラン 5．立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上

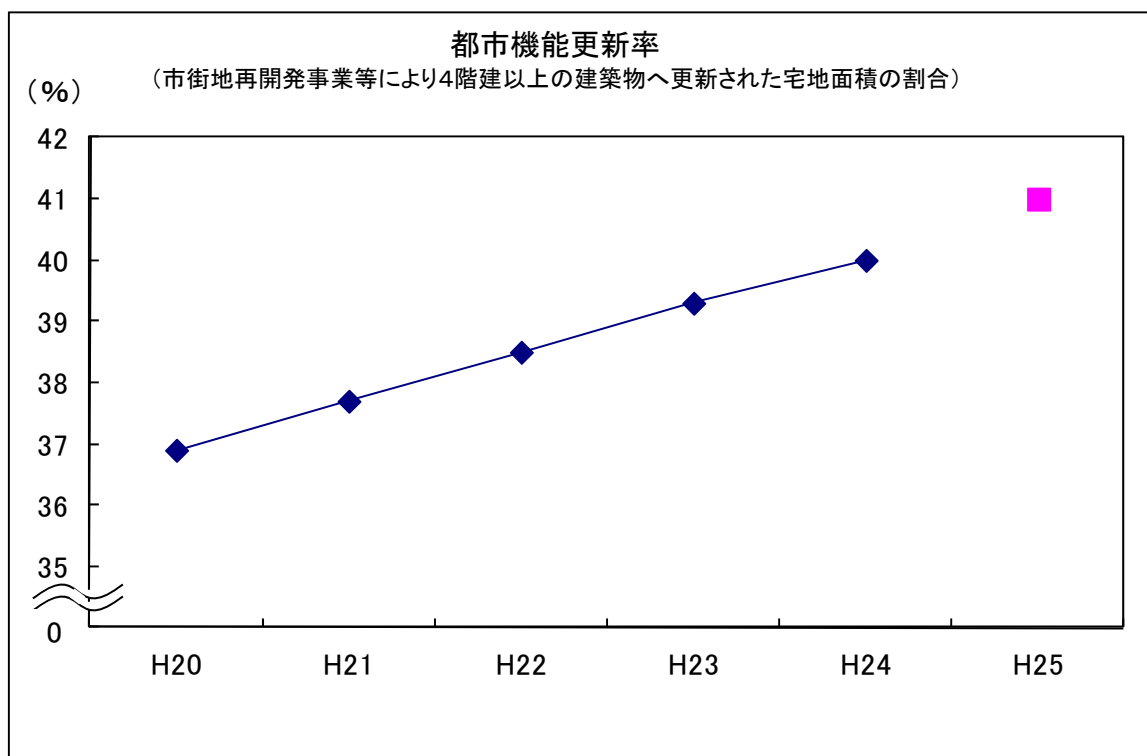
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	H24
36.9%	37.7%	38.5%	39.3%	40.0%	40.0%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 市街地の再開発の推進
 - ・市街地再開発事業の実施
都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図っている。
予算額（平成24年度）：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数
 - ・市街地の再開発を支援する事業の推進
市街地における任意の再開発のうち、一定の要件を満たすものについて、地区再開発事業、優良建築物等整備事業等により支援するとともに、再開発と一体的に周辺地域の整備を行う都市再生総合整備事業等により、市街地の面的な整備や拠点の形成を図っている。
予算額（平成24年度）：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数（地区再開発事業、優良建築物等整備事業、都市再生総合整備事業等）
- 暮らし・にぎわい再生事業
中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。
予算額（平成24年度）：社会資本整備総合交付金1.44兆円の内数及び地域自主戦略交付金0.68兆円の内数

【税制上の特例措置】

- ①施設建築物に対する割増償却制度（所得税・法人税）
 - ・市街地再開発事業により建築された施設建築物（権利床、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。）の取得者に対する割増償却（5年間10%）の特例措置
- ②権利床に係る固定資産税の減額制度（固定資産税）
 - ・市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る特例措置（住宅床2/3、非住宅床1/3（一種事業の場合1/4）を減額（新築後5年間））
- ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
 - ・市街地再開発事業の用に供するために施行者に土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ・三大都市圏の既成市街地等内で行われる一定の要件を満たす特定の民間再開発事業（認定再開発事業を含む）のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の軽減税率
- ④特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税・法人税）
 - ・市街地再開発事業の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）
 - ・市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための特定の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）
 - ・特定民間再開発事業により資産を譲渡して中高層の耐火建築物等を取得した場合の居住用資産の買換特例等（繰延割合100%）
- ⑤都市再生・まち再生促進税制（所得税・法人税・登録免許税・個人住民税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税）
 - ・「活力の源泉」である都市の再生に資する民間都市開発事業の推進により、国際競争力・成長力の強化や地域の活性化を図るため、都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業計画、都市再生整備計画の区域における認定民間都市再生整備事業計画、都市再生整備推進法人に対し土地等を譲渡した者に係る特例措置を講じる。
- ⑥認定事業用地適正化計画の事業用地区域内にある土地等の交換等の場合の特例措置（所得税・法人税）
 - ・土地の有効利用の促進を図るため、民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく認定事業用地適正化計画の事業用地区域内にある土地等の交換等に係る特例措置を講じる。
- ⑦中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税）
 - ・中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度は40.0%で、平成23年度に対して0.7ポイント増加しており、平成25年度目標値の達成に向けて順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

市街地再開発事業は、これまでに約810地区で事業完了しているほか、約150地区で事業中である（平成2

5年3月31日時点)。集約型都市構造への再編に資する魅力ある都市拠点の形成、防災上危険な密集市街地の解消、空洞化の進む中心市街地の活性化を図るため、これらの課題を抱える地区について特に重点的に、市街地再開発事業とその関連制度により、市街地の再開発を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の達成に向けて順調に推移しており、現在の施策を維持することが妥当と考えられることから、A-2と評価した。引き続き、市街地再開発事業等による市街地の再開発の推進に努める。特に、重点的に再開発を進めるべき地区については、予算の重点配分や支援制度の整備・拡充等所要の施策を講じることにより、早期の事業化、事業完了を目指す。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 廣瀬 隆正)

関係課：住宅局市街地建築課(課長 杉藤 崇)

都市局まちづくり推進課(課長 天河 宏文)

業績指標 132

中心市街地人口比率の増加率

評価

B-1	目標値：前年度比 1.0%増（平成26年度） 実績値：前年度比 0.04%増（平成23年度） 初期値：前年度比 0.16%減（平成21年度）
-----	--

（指標の定義）

市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なみ居住を推進すべき地域※）人口の比率の増加率。

※中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。

※中心市街地人口比率：市中心部の3Km×3Kmの区域に含まれる町丁目の人口／市域全体の人口

中心市街地人口比率の増加率 $((A - B) / B)$

A：当該年度の中心市街地人口比率

B：前年度の中心市街地人口比率

（目標設定の考え方・根拠）

中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様で良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共的サービス等のバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム（成果）であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。

市全域の人口に対する中心市街地の人口比率が増加するという事は、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測るためのアウトカム指標として有効である。

中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールであり、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比 1.0%増を目標とする。

（外部要因）

市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・日本再興戦略（平成25年6月14日）

一．日本産業再興プラン 5．立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上

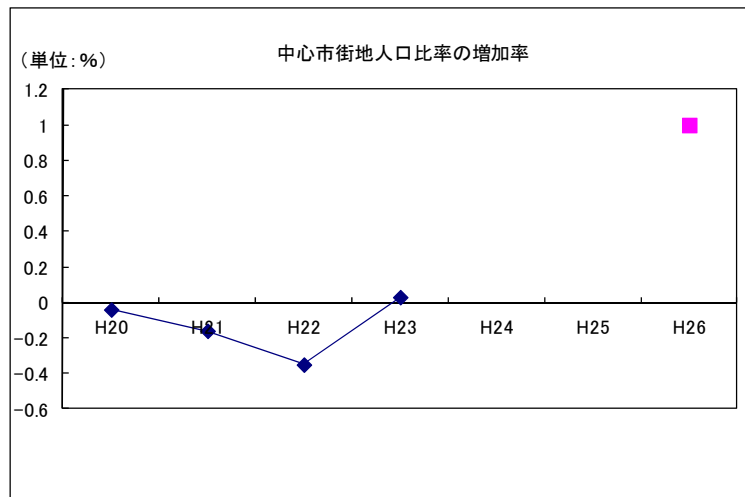
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1.1%減	0.7%減	0.5%減	0.04%減	0.16%減	0.35%減	0.04%増	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 街なか居住再生ファンド
地方都市等の中心市街地活性化を図るため、小規模な遊休地等を核として行われる民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資による支援を行う街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設し、都市の中心部への居住を推進している。平成20年度に、街なか居住再生ファンドの出資対象地区に、景観法に基づく景観計画が定められた区域等を追加した。
- 地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援
中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。
予算額：住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金1.44兆円〔当初予算〕の内数（平成24年度））
- 中心市街地共同住宅供給事業
中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成18年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。
予算額：優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金1.44兆円〔当初予算〕の内数（平成24年度））
- 中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税・不動産取得税）
中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

関連する事務事業の概要

- 暮らし・にぎわい再生事業
中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方にに基づき、意欲のある地区を選定し、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。
予算額：暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金1.44兆円〔当初予算〕及び0.25兆円〔補正予算〕の内数、地域自主戦略交付金0.68兆円の内数（平成24年度））
- 集約都市開発支援事業
都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素まちづくり計画区域内で実施される認定集約都市開発事業（都市機能の集約を図るための拠点の形成に資する事業）及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業を平成24年度に創設している。
- 集約都市形成支援事業
拡散した都市機能の集約に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分や跡地の緑地化等を支援する事業を平成25年度に創設している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標の動向については、平成20年度までの過去の実績値は上昇傾向であったが、平成21年度、平成22年度と低調に推移している。平成23年度は実績値が再度上昇に転じており、平成26年度の目標値（前年度比1.0%増）達成に向けて、引き続き事業の推進が必要である。なお、平成24年度の実績値の算定は、平成25年12月までに集計予定。

（事務事業の実施状況）

中心市街地の活性化を図るため、街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設したほか、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業等の施策により街なか居住の推進を図っている。また、平成18年度に暮らし・にぎわい再生事業や中心市街地共同住宅供給事業を創設し、中心市街地活性化の取り組みに対する支援を行っている。このほか、平成24年度より集約都市開発支援事業、平成25年度より集約都市形成支援事業を創設し、支援を行う。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は平成26年度の目標値として、人口比率の増加率を対前年度比で1.0%増としている。前述のとおり、平成23年度は実績が好調に推移しており、平成26年度における目標値の達成に向け、引き続き、中心市街

地の活性化を総合的かつ一体的に推進すべく、支援制度の拡充、税制特例措置といった各種施策を講じるとともに、平成25年度に新たな措置を講じることとしているため、「B-1」と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

新たに創設した事業の適切な運用に努めるほか、街なか居住に資する上記事業を引き続き推進する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課（課長 杉藤 崇）

関係課：都市局まちづくり推進課（課長 天河 宏文）

都市局市街地整備課（課長 廣瀬 隆正）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 真鍋 純）

業績指標 133
物流拠点の整備地区数

評価	
A-2	目標値：100%（80地区）（平成28年度） 実績値：83%（66地区）（平成24年度） 初期値：79%（63地区）（平成23年度）

（指標の定義）

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

（目標設定の考え方・根拠）

総合物流施策大綱（2009-2013）において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）

地元との調整等

（他の関係主体）

地方公共団体等（事業施行者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

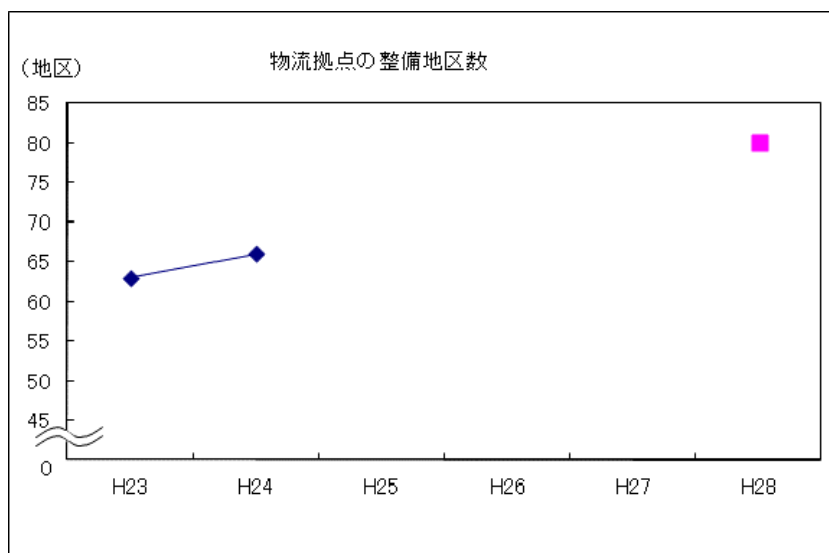
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						（年度）
H19	H20	H21	H22	H23	H24	
51% （41地区）	60% （48地区）	66% （53地区）	73% （58地区）	79% （63地区）	83% （66地区）	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 流通業務市街地の整備の推進
流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。
- 税制上の特例措置
特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税、法人税）
・流通業務地区内の一定の流通業務施設等についての非課税（特別土地保有税）等

関連する事務事業の概要

○土地区画整理事業の活用
土地区画整理事業手法等の活用等により、I C周辺等における物流施設用地の整備推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度までの実績値は66地区であり、前年度比で3件増加している。平成24年度に完了予定だった区画整理事業で事業延伸を行った地区が4地区あったため前年度比の件数は過去実績値によるトレンドより少ないものの、土地区画整理事業全体は順調に推移しており、平成28年度の目標値達成に向け、着実に推移していると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A-2と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 廣瀬 隆正)

業績指標 134

主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率

評価	
A-2	目標値：前年度比+0%以上（毎年度） 実績値：前年度比+0%（平成23年度） 初期値：－

（指標の定義）

都市機能の拡散・集積の動向を評価する指標として、人口10万人以上の各都市の市域全体における延べ床面積に占める主要な拠点地域^{※1}における延べ床面積の割合の増減率を算出する。

※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ（500mメッシュ）単位でヒアリングしたもの

（目標設定の考え方・根拠）

人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。

（外部要因）

地元調整（権利者との権利調整等）、不動産の需要動向等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体等）、民間等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・日本再興戦略（平成25年6月14日）

一．日本産業再興プラン 5．立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上

【閣決（重点）】

なし

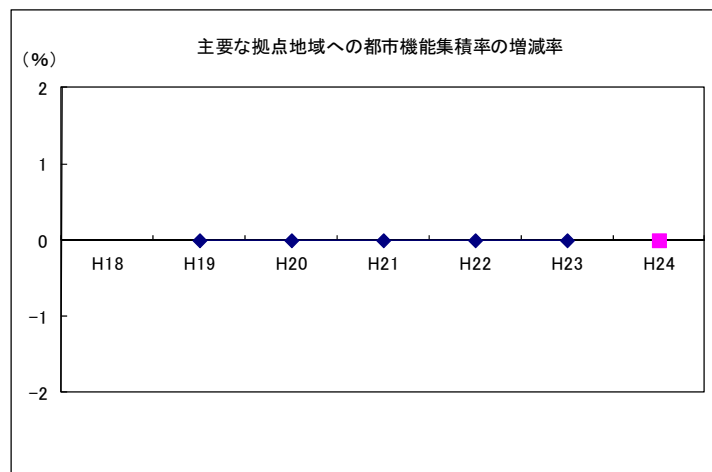
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
—	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
(集積率約4%)	+0% (約4%)	+0% (約4%)	+0% (約4%)	+0% (約4%)	+0% (約4%)	+0% (約4%)
						集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○集約型都市構造への転換に向け、都市交通や市街地整備など多様な分野の関係施策を連携していくとともに、各地で説明会や意見交換会を行い、市町村を中心とした総力戦で取り組む体制の構築を促進する。

関連する事務事業の概要

○中心市街地や公共交通軸上の主要駅周辺等において、徒歩・自転車交通圏内に多様な都市機能が集積した魅力的な拠点市街地が形成されるよう、都市機能の適切な立地誘導等を図りつつ、市街地の整備改善、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置を重点的に推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度の実績値は目標である前年度比+0%以上を達成しており、平成24年度の実績値についても、目標達成に向け順調に推移していると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成19年7月20日の社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか(第二次答申)」において、集約型都市構造の実現に向けて、今後取り組むべき課題や目指すべき方向性が提示されたのを踏まえ、今後の制度のあり方などについて検討し、関係施策と連携してより適切な市街地整備事業などを進めているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け順調に推移していると見込まれており、現在の施策を着実に推進することが適切であることからA-2と評価した。今後も着実に基盤整備を進めるとともに、関連する支援措置をあわせて行っていく。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局市街地整備課(課長 廣瀬 隆正)

関係課： 都市局まちづくり推進課(課長 天河 宏文)

都市局都市計画課(課長 和田 信貴)

都市局街路交通施設課(課長 清水 喜代志)

住宅局市街地建築課(課長 杉藤 崇)

業績指標 135

在宅型テレワーカー（ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人）人口

評価

A-2	目標値：100%（約700万人）（平成27年度） 実績値：133%（約930万人）（平成24年度） 初期値：46%（約320万人）（平成22年度）
-----	---

（指標の定義）

テレワーカーとは、ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人とする。在宅型テレワーカーとは、テレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている人とする。

（目標設定の考え方・根拠）

大都市圏の通勤混雑や一極集中などの課題について国土交通省として広域的な視点から取り組むとともに、政府が推進するワーク・ライフ・バランス、男女共同参画型社会、高齢者・障害者の社会参画等を着実に進めることを目的としてテレワークを推進していることから、政府目標である「新たな情報通信技術戦略 工程表」（H22.6、IT戦略本部）における「2015年までに在宅型テレワーカーの人口を700万人とする。」を目標として設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

総務省、厚生労働省、経済産業省

（重要政策）**【施政方針】**

第166回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成19年1月26日）

「意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。」

第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）

「将来の資源大国にもつながる海洋開発、安全保障や防災など幅広い活用ができる宇宙利用、テレワークや遠隔医療など社会に変革をもたらし得るIT活用。日本に「新たな可能性」をもたらすこれらのイノベーションを、省庁の縦割りを打破し、司令塔機能を強化して強く進めてまいります。」

【閣議決定】

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「テレワーク人口倍増アクションプラン」を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境整備を図り、平成22年までにテレワーク人口倍増を実現する。

世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日）

「2020年には、（略）週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上」

【閣決（重点）】

なし

【その他】

○IT新改革戦略（平成18年1月 IT戦略本部決定）

「2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」

○新たな情報通信技術戦略（平成22年5月 IT戦略本部決定）

「高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域活性化等に資するテレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進」。

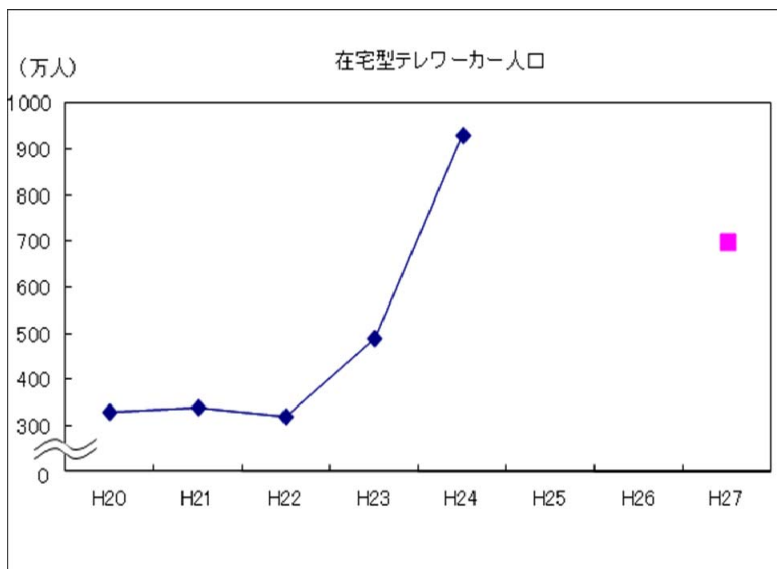
○新たな情報通信技術戦略工程表（平成22年6月 IT戦略本部決定）

「2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする」

○世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成25年6月 IT戦略本部決定）

「2020年には、（略）週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上」

過去の実績値					（年度）
H20	H21	H22	H23	H24	
47%	49%	46%	70%	133%	
（約330万人）	（約340万人）	（約320万人）	（約490万人）	（約930万人）	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・テレワークの推進
テレワーク人口実態調査やテレワークセンターに関する調査、普及啓発活動等を実施し、テレワークの普及促進を図る。

予算額：0.5億円の内数（平成24年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度実績値は約930万人で、前回調査時（平成23年度）から440万人の増加を示している。

（事務事業の実施状況）

テレワーカー率・テレワーカー人口やテレワーク普及・推進に係る課題等を定量的に把握するためのテレワーク人口実態調査及びテレワークセンター整備に係る検討などのテレワーク推進方策の検討並びにテレワークを普及・推進するための普及啓発活動を継続的に実施し、テレワークの普及促進に努めてきた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標である在宅型テレワーカー人口は、平成24年度は昨年度からほぼ倍増となり、目標値〔2015年（平成27年）までに700万人〕を目標年より3年早く達成したが、より一層の普及に向けて、平成25年度も引き続き施策を実施していくことが必要であることから、A-2と評価した。

また、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）により、2020年までに週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上とするという新たな目標が掲げられたため、今後も関係各省・団体等と連携しながら、より効率的・効果的なテレワーク推進方策の検討、テレワークの普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進する関係各省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課（課長 黒川 剛）